



Title	天皇という文字の初出の時期について-覚書(一)-
Author(s)	鍋田, 一
Citation	法律論叢, 26(5): 58-70
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/9206">http://hdl.handle.net/10291/9206</a>
Rights	
Issue Date	1953-03-30
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

# 天皇という文字の初出の時期について

— 覚 書 —

鍋 田

一

「天皇」という文字が何時ごろから用いられたかということを知ることは、「天皇」という語の意味をあきらかにするための一つの手がかりになると思われる。この覚書もその意味において、先説にしたがいつつ、「天皇」という文字の初出の時期をたしかめようとする一つの試みにすぎない。もとより現存の資料はきわめてわずかなものであり、それらの比較から、すべてを推しはかるに当らぬことはいうまでもないが、若干の限定を設けることは許されるのではなからうか。以下に、現存の金石文あるいは文献について個別的にふれ、しかるのち各資料の比較によつて推論を試みたいと思う。

## 一 法隆寺金堂薬師如来像光背銘

銘文は宝珠形光背の裏面に鐫刻され、五行九〇字、書体はやや細めの楷書である。

池辺大官治天下天皇大御身旁賜時歲

次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大

御病大平欲坐故将造寺薬師像作仕奉詔然

当时崩賜造不堪者小治田大官治天下大王天

皇及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉

傍点の文字はいずれにも異体あるいは省画の文字であるが、今便宜上正字にあらためた。

(書風について) 従来この銘文の書風は、それに類する例が求められぬままに、漠然と推古期の風と信ぜられてきた。(1) けだし銘文鐫刻の時期についてならん疑をさしはさまれなかつたからである。近時鐫刻の時期が問題としてとり上げられるにいたつて、(2) 書風もまた再考を求められることとなつた。

書風について疑をいだかれた東伏見氏は次のごとくいわれる。「(法隆寺金堂) 釈迦三尊像の銘文よりも後の時期に擬古的に古体にならつて書かれたものではあるまいか。」と。(3) それとともに氏はまた、旧説のごとくひとり六朝の風をもつてはみずに、唐初の風の加味をも認めるべきではなからうかと説かれ、「船首王後墓誌」・「威奈真人大村墓誌」・「石川朝臣年足墓誌」の書風との類似について論及されたが、その擬古的な書風という想定は注目すべきものであると思われる。

一般にいつて、飛鳥奈良朝の芸術はその先例を大陸に求めることが認められようが、いま書について大陸の例をみると、六朝には王羲之父子の小楷・行・草を中心とする江南の書(南書)と、後魏拓跋によつて興起せられた江北の書(北書)の二派があり、隋にいたつて南北の二派が統一され、書風は險怪から坦夷におもむき、楷書もこの時代に完成に近づいた。唐初は六朝・隋の書をうけてこれを集大成するとともに、楷書の規矩が立ち、点書結構に關した法則が完成され、楷書の極盛期であるとされている。(4) 筆写体についていえば、晋においてその根柢がつけられ、隋より唐に入つてもつとも整備された。すなわち隋の文帝、煬帝が経卷に心を用いた結果、写經文字の統一が自然に行われ、つづいて唐の太宗は王羲之の書をとくに好み、羲之の書が天下に風靡する機縁をつくり、その書法が喧伝されるにいたつたといわれている。(5) このような大陸の書風の推移の中のいずれの時期にこの銘文の書風を比定すべきで

あろうか。

前にものべたごとく、これに類する例を求められぬのであるから、いきおいそれは主観的とならざるをえないが、六朝期の風ではないことは一般に認められている。しからば隋か唐初かというところ、事実としては隋と唐初とは截然と区別することは困難である。しかしこの書風は隋初とするか、隋末をも含めた唐初とするかによつて、一つの問題を生ずる。それはこの銘文の鐫刻の年代が、はたして文中にいうところの丁卯年（推古十五年六〇七）であるか否かということに係るものである。すなわち隋朝の開元は五八一年で、陳を併せ南北の統一がなつたのは五八九年（文帝開皇九年）であり、その滅亡は六一八年であつて、推古十五年は煬帝大業三年に当る。したがつて当時の彼我の交渉の事情を顧みるならば、隋初の書風とするならば認められなくてもないが、唐初のそれとすれば疑を生ずるわけである。

相沢氏は、「天平前期の写經体の内でも正倉院あたりにある文書風の筆意が多く出て」をり、「船首王後墓」の書風に似ている。」といわれるが、東伏見氏・相沢氏の例に引かれた「船首王後墓誌」の書風は、褚遂良（五九六—六五八）の「雁頭聖教」の書風に通じ「和銅經」のそれに類似するとされているのであるから、この銘文の書風は推古当代の書風とかざるよりも、さらに時代の降つた時期にまで行われていた書風とみる余地が存するわけである。日本における書風がまず北書系の書風をうけ、南書系の書風がそれにかつたのははるかに後代であり、正倉院御物「王勃集」のあらわれる文武慶雲年間より聖武天平年間がその交替の過渡期にあたるとされていること、<sup>(7)</sup>あるいは小川氏蔵「金剛場陀羅尼經」の書風のごとく、あきらかにそのよつた書風（歐陽詞の書風といわれる）が認められる場合は例外であることを考えるならば、積極的に推古期の風と限定することは無意味であつて、肯定も否定もとも可能であり、少くとも明確な唐初の影響があらわれるまでは行われたと認める余地があると考えられるのである。

書風とならんで注意すべきは文字の省画異体についてである。おそらくは舶来せられた經典の筆写を通して、日本の書風は形成されていったのであろうが、筆写体には時代の書きくせとも呼ばれるべきものがあつて、大陸の新たな書体が伝来されぬかぎり、旧体が長く遵守されたと考えられる一方、また年代的な近接を予想せしめるのである。くわしくは各資料にふれたのちに比較を行いたい、いま一・二の例をあげるならば、〃願〃という文字については、「法隆寺宝藏釈迦三尊光背銘」のそれは同じく、「法隆寺金堂釈迦三尊光背銘」のそれは異なり、〃師〃については、「法隆寺金堂広目天光背銘」のそれも、「金堂釈迦三尊光背銘」のそれとも異なるというがごときである。

註 1 先説の中、書風に及ばれたものをあげると

「聖徳太子御筆と伝ふる、法華経義疏〃にも幾分似通つた書風であつて、南北朝の氣格を残している。」(浜田耕作「法隆寺金堂佛像の銘文について」(夢殿一三))

「隋末唐初にてその名を馳せたる丁道護、歐陽率更、虞世南等のそれに匹敵すべきもの。」(木崎愛吉「大日本金石史」二)  
 「当時舶来された仏教經典の文字を学んだ写経風の文字で……(その書風の由来については)想像するほかはない。」(植村和堂「法隆寺の造像銘に就いて」(書道八ノ六))  
 「これに類する支那の何物をも知らない。日本独自の書境。」(相沢春洋「上代金石文の臨書に就て」(書道八ノ六))

2 福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題」(夢殿一三)

齋田嘉一郎「法隆寺金堂薬師・釈迦像光背の銘文について」(仏教芸術七)

3 東伏見邦英「法隆寺金堂薬師如来像管見」(京都大学文学部史学科研究室「紀元二千六百年記念史学論文集」所収)

4 藤原楚水「漢魏六朝の書道」(東洋文化史大系所収)

藤原楚水「隋唐の書道」(東洋文化史大系所収)

5 田中槐堂「古写経綜覽」

(文体について) いわゆる史部の文体と呼ばれる、漢文の形式に国語の語法をまぢえたものであつて、「治天下」  
 「歳次丙午年」 「召於大王天皇与太子 将造寺(薬師像作仕奉)」のごとき漢文の句法と、「我大御病大平欲坐」  
 「薬師像作仕奉」 「大命受賜而」のごとき国語の語法が混用されている。しかして文中、敬語法に関する部分はずべて漢字をことさら国語風に書きながしていること、また国語的表現が多くかつ国語脈が長い漢文となつて注目すべきである。「勞賜」 「誓願賜」 「崩賜」などの「賜」の字は、字訓を仮りたものであり、この「賜」は「仕奉」 「欲坐」の「奉」 「坐」の字とともに、敬語を示す助動詞として用いられている。(1)

「崩賜」の「崩」は、崩・薨・逝・卒・死などと同じく、その人の身分によつて使われられる文字の意味において用いられており、この文字が用言として用いられる時には、それ相應の敬語を併用しなければ国語となりたたぬのであるから、これには漢字に対する相当な知識があつたことを予想しなければならない。それとともに、「大御身」 「大王」 「大御病」 「大命」のごとき表現は、「玉体」 「聖体」のごとき漢語の表現とは異なつた日本の敬語法であつて、「大」という文字は、大小という比較的相対的な形容から離れて、絶対的な意味に転化されてをり、そのいづれもが天皇という文字に対して用いられていることが注目される。(2)

次に「歳次丙午年」の「歳次……年」という表現法は、この銘文のほか、「法隆寺献納御物金銅如意論観音半跏像銘」「小野毛人墓誌」にみられるものである。このような紀年の記載形式は、年号の制定がないか、あるいはあつてもそれが非秩序的である時代において、もつとも正確を期せられるものとして行われたものである。(3) 「小野毛人墓誌」にみられる「歳次丁丑年」は、天武即位五年(六七七)にあたることとされているのであるから、少くも千支のみ

による紀年の記載法が天武即位五年ころまでは行われていたことが認められるわけである。干支のみによる記載形式は、このほか中宮寺繡帳銘文のごとく「歳在……年」と記すものと、たんに「……年」と干支に「年」の字をそえるものがあり、これら三種の記載形式の中、いずれがもつとも古いかは、にわかには断定しがたいが、「歳次……年」なる形式は、「……年」なる形式よりもさらに漢語の知識を必要とすることが考えられるから、漢語の知識が相当発達した時期にいたつて始めて行われたとみてよいのではなからうか。「歳次……年」なる形式と「年」なる形式との関係については、それをあきらかにすることはなしえないが、おそらくは後者が前者の変形ではなからうか。ただし紀年の記載形式は文の長短によつて左右されるところが大きいとみられ、また嚴格に規制されているものではないから、早急には決しがたい。

いわゆる史部の文体と呼ばれる文体によつて記された銘文には、「隅田八幡神社鏡銘」「中宮寺繡帳銘」「野中寺彌勒思惟像銘」「薬師寺仏足石記」などがあるが、嚴密な意味ではこの銘文の表現形式に一致する文体は存しない。酷似している例として福山博士が引用された「野中寺彌勒思惟像銘」のごときも

……天皇大御身勞賜時誓願……（法隆寺薬師像銘文）

……天皇大御身勞坐之、時誓願之……（野中寺彌勒像銘文）

という類似の中に、後者には「之」という文字が助詞として用いられている点が認められるのである。

その意味において、この銘文の文体は孤立しているともいえるであろうが、この銘文の製作の時期を何時ごろに比定することができるであろうか。東伏見氏は、天皇に対する信念が非常に鞏固となり、漢文風の表現法によつてはみづからの敬意を満足しえず、また仏の尊貴が天皇の尊貴とならび考えられる時期、すなわち「奈良朝以前大化改新を廻り得ない期間」とすべきであろうといわれる。ただし古事記選述の態度にみられるごとく、かかる文体は純漢文体

の記述に対して、純粹の国文を国文風に記そうとする強い意識によつて生みだされたものであり、大陸文化が日本全土を覆うがごとき状態に対する反動ともいふべきものと解するのを妥当とする。(c)と説かれる点についてはかならずしもそのようには考えられぬ点もあると思われる。

註 1 佐々木信綱「上代文学史」上(日本文学全史一)

2 岡田正之「近江奈良朝の漢文学」

3 石田茂作「紀年銘の記載形式について」(考古学雑誌二〇ノ七)

4 東伏見邦英前掲論文

5 同前

(若干の語について) 大王、天皇、大王、という文字はすでに「熊本県江田町船山古墳發見大刀銘」(a)や「和歌山県隔田八幡神社仿製画像鏡銘」(b)にみえており、

a 治天下復□□齒大王世……

b 癸未年八月日十六王、年男弟王在意柴沙加宮時……

釈日本紀卷一三に引くところの「上宮記」にも「伊久牟利比古大王、伊波礼宮治天下乎富尊太公王」の文字がみえていゝ。この大王の文字はオオキミ(オオギミ)あるいはスメラミコトと訓まれたのである。「後漢書」「三国志」「宋書」「隋書」など中国正史の「倭人伝」「倭国伝」には、いずれも日本の政治的統一者に対して王の文字をあてており、和訓はオオキミ(オオギミ)あるいはスミラミコトと訓んだものと思われる。大王の語はこの王の語が發展した形であつて、大という文字の中に、政治的統一の拡大と權威の伸長の意味をふくむものである。すなわち漢字の知識が深まり、もはや王の文字のみでは満足しえなくなつた時期に生れたものである。大足彦(景行)大鷲鷯尊(仁徳)



大泊瀬幼武尊（雄略）などの大という形容詞のついた名があらわれてくるのも、大王という語の出現と併行した現象といえるかもしれない。(1)

大王という文字あるいは語は、万葉集にもみえているのであつて、天皇を意味するオオキミには天皇・王・皇の文字があてられているが、大王は天皇を指す場合に用いられる例がきわめて多く（天皇以外のものを指す場合もあるが）大王の文字は飛鳥奈良朝においても天皇を指す意味において用いられたことが認められるのである。(1)

しかしこの銘文中の大王は独立の語でも、天皇を意味する語でもない。大王天皇は一つの語であつて、大王は天皇を修飾する文字と考えられるべきであらう。けれどもまだ疑問はこのるのであつて、なにゆえに推古天皇を指す場合にのみとくに「小治田治天下大王天皇」という表現を用いねばならなかつたかというこの理由がきらかにされねばならない。おそらくそれは、推古天皇と聖徳太子の二者と法隆寺との関係にもとづくものであり、銘文の作者がそれをとくに意識したからにはかならない。

ところでこの銘文は、造像記としては例外ともいうべき、願文を欠いた文であつて、「上宮聖徳法王帝説」の記すごとく、造寺仏の縁起文であることである。したがつてこの銘文を法隆寺の縁起文として鐫刻されたものと考ええる余地も存するわけである。藪田氏は、日本書紀に載せる坂田寺の記事（用明二年四月丙午条および推古十四年五月戊午条）は、「坂田寺縁起」（現在欠）より採用されたものであり、「日本書紀」の編纂者が割裂して各年次に係けたのであらうと説かれ、この坂田寺の記事と薬師像銘文を比較する時、その内容の類似に注目すべきことを指摘された。そしてさらにその類似の理由をたずねて、各々が併行した歴史事実であつたか、または共通した粉本のごときがあつたのか、あるいは一方が他方を模したのであるか、について検討を試みられ、薬師像銘文に比較的強い作為のあとが感ぜられることから、共通の粉本によるものではなく、一方が他方を模したものであらうとされる。その場合

薬師像銘文によつて坂田寺縁起が作られることは、作爲の比較からしても不自然であるから、薬師像銘文が坂田寺縁起によつて作られたとすべきで、その依拠した坂田寺縁起は原本であるか、「日本書紀」所載のものか、という点に關しては、それは日本書紀の用明紀の記事によつて作られた、と考えられている。(3) ただしその理由としてのべられているところはかならずしもあきらかではない。

しかしこの銘文が、「日本書紀」編纂以前に作成されたとすれば、その法隆寺の縁起は当然「日本書紀」にあらわれなければならない。(なぜならば、「日本書紀」は斑鳩寺ニ法隆寺の縁起についてはあることを記載しているからである。) したがつて、この銘文の作成の時期は「日本書紀」編纂後、天平十九年「法隆寺伽藍縁起流記資財帳」勸録以前の間に、とされるのである。(3)

聖王、聖王の語は銘文前半にある太子の語と相對するものである。すなわち丙午年(用明元年五八六)に聖徳太子は十四歳であり、丁卯年(推古十五年六〇七)には三十五歳であることを銘文の作者が考慮したからであろう。(もつとも小治田大宮治天下大王天皇につづくのであるからそれに対応して東宮聖王という表現を用いたと考えられぬこともない。) この聖という文字は漢語風の形容であり、しかもその背後に仏教的な色彩を予想させる文字である。

したがつて用明天皇の遺願が穴穂部間人皇女(皇后)にされずに推古天皇(当時は用明天皇の妹でありかつ先帝敏達(の皇后である)や幼少の厩戸皇子にあつたという不自然さは、前述のような作者の配慮につながるものなのである。その意味では天皇および太子の在世中の作成とも考えられる一方、このような尊称は後時太子をとくに頭揚する意味から用いられた尊称であり、その時期に太子と法隆寺との關係を強調するために用いられたとも考えられるのである。

薬師、薬師とはいうまでもなく薬師疏光如来(医王仏または医王善逝)を指すのであつて、東方淨瑠璃世界の教主であ

り、十二の大願を發して衆生の痼疾をなおすとされ、ことに重病の人がこの仏を念ずればその命をつづけることができるとされている。したがって薬師如來の造像は、このような功德の理解の上に立つ信仰にもとづくものであることは言をまたない。

薬師如來に対する信仰祈願は、大陸においては劉宋以來（四二〇以降）といわれている。またその基たる薬師經の漢訳は、東晉の帛尸梨密多羅訳（失訳ともされる）の「灌頂拔除過罪生死得脱經」（一卷・灌頂經一二に載せられてゐるもの）をその始めとし、劉宋の慧簡訳「薬師琉璃光經」（一卷・現在欠）隋の達磨笈多等訳「薬師如來本願經」（一卷）唐の玄奘訳「薬師琉璃光如來本願功德經」（一卷）唐の義浄訳「薬師琉璃光七仏本願功德經」（二卷）の五訳が行われたが、「薬師如來本願功德經」の序に

……昔宋孝武之世鹿野寺沙門慧簡已訳出在世流行、但以梵宋不融文辞雜糅、致令転説之輩多生疑惑、矩早学梵書恒披葉典、思遇此經驗其紕繆、開皇十七年初獲一本、猶恐脱誤未敢即翻、至大業十一年復得一本、更相讎比方為楷定、遂与三藏法師達磨笈多并大隋翻經沙門法行明則長順海馭等、於東都洛水南上林園翻經館重訳此本

とあるごとく、劉宋慧簡の第二訳の世に行われたことを知りうるのであるが、しかしその訳経は理解に苦しんだといわれるのであるから、その程度は大いなるものであつたとは思われない。隋における第三訳がどの程度まで弘通したかはあきらかでないが、訳経史上一区劃をなす玄奘の訳業の中に「薬師琉璃光如來本願功德經」がふくまれており、それからあらぬか薬師經に関する注疏は、みないずれもこの玄奘の第四訳に対して行なわれたのである。すなわち慈恩の「薬師經疏」（一卷）太賢の「薬師經古述」（一卷）善珠の「薬師經鈔」（二卷）亮汰の「薬師經纂解」（四卷）はともに玄奘の第四訳を解釈したものである。また修法の基準としての儀軌もやはり唐代に翻譯されたのであり、金剛智訳の「薬師如來甕行儀軌法」（一卷）不空訳の「薬師如來念誦儀軌」（一卷）一行撰の「薬師琉璃光如來消災除難

念誦儀軌」(一卷)沙囉巴訳の「葉師琉璃光王七仏本願功德經念誦儀軌」(二卷)などがすなわちそれである。このように葉師如来に関する教理教義の理解あるいはそれに対する要求は玄奘の新訳以来とみに高まつたとみてよいであろう。しかしその事實はまた、当時の一般俗人の葉師信仰に関連比例するものであろうことは容易に予想されるところである。(4)

これをまた造像例に求めると、北魏以来隋唐にいたるまでの造像銘の中葉師の名を刻むものはわずかに北魏孝昌元年(五二五)の「比丘尼僧□造像記」に葉師の文字がみえるにすぎず、唐に入つて、高宗咸亨元年(六七〇)の「比丘尼德道造像記」に葉師經一卷が、高宗儀鳳三年(六七八)の「劉宝勸妻范氏造像記」に敬造葉師像が、中宗嗣聖八年(六九一)の「蔡大娘造像記」に願造葉師像がそれぞれみられるのである。(5) しかも塚本博士の龍門石窟における造像例の統計によれば、(6) 葉師の造像例は紀年のあるもの三、紀年のないもの一二、計一五例で、固有尊名を明記する造像例六五〇の中、阿彌陀二二・觀音一九七・釈迦一〇七・彌勒六二・地藏三三に比較すればきわめて少数といわねばならない。およそ造像数は信仰の盛衰によつて多少するのが一般であるから、葉師如来の功德が特殊(病を癒すという)なものであるにもせよ、唐以前にあまり行われなかつたとみることが許されるのではあるまいか。

ひるがえつて日本における葉師造像あるいは葉師信仰はいかなるものであつたかをみるに、一般には推古朝から始まるとされている。しかしそれはこの銘文にもついでいわれる説であるから、いましばらくこの例を除外して考える時、文献にあらわれるものは天武以降しか存しない。すなわち「日本書紀」天武九年(六八〇)十一月癸未条に

皇后体不豫、則初興葉師寺、仍度一百僧、由之得平安

とあり、同じく天武朱鳥元年(六八六)五月癸亥条に

天皇体不安、因此以於川原寺、説葉師經、安居于宮中

とあり、また持統三年（六八九）七月壬子条に

付賜陸奥蝦夷沙門自得所請金銅薬師像、觀世音菩薩各一軀、鍍娑羅宝帳香炉幡等物

とある。薬師如来に関する造寺・造像あるいは祈願が、天武・持統紀に記載されていることは、薬師寺との関連を予想させる一方、日本における薬師信仰の時期を暗示するものとして注目すべきであろう。「上宮聖徳法皇帝説」に載せるところの山田寺金銅丈六仏像は、天武即位六年（六七八）十二月の鑄造に係る薬師像であろう、と足立博士は推定されている。(7)

しかしながら薬師如来の功德が説かれ、薬師信仰が生ずるにいたつた時期は、あるいは天武持統朝をさらにさかのぼるものであるかもしれない。すなわち留学僧の帰朝によつて唐代の新しい教理信仰がもたらされ、いわゆる仏事法会が盛に行われるにいたつたからである。日本書紀に載せる、孝徳白雉二年（六五一）十二月晦条の「説一切経」天武二年（六七三）三月条の「説一切経」同六年（六七七）八月乙巳条の「説一切経」や、持統二年（六八八）正月丁卯条、同七年（六九三）五月癸卯条、九月丙申条、同十一年（六九七）三月甲辰条にみえる法会がそれであり、そのほか祈病回復のために、天武朱鳥元年六月丁亥条、七月庚子条、八月庚午条、九月辛丑条に誓願が行われてをり、これはいづれも天武天皇の回復を祈つたもので、当然そこでは薬師經の説誦が行われたとみてよいであろう。ただし「日本書紀」に載せるところの「一切経」がいかなる種類の一切経であるかは、知ることをえないが、薬師經がふくまれていたともみうるわけである。

隋唐に流行した阿彌陀信仰が、日本に行われるにいたつた時期は、少くも大化以前にさかのぼらず、天武・持統期を左程離れるものではないと考えられるのであるから、阿彌陀信仰の蔭にあつた薬師信仰が、それ以前に行われたと解することは困難であると思われる。したがつて「日本書紀」の天武・持統紀に集中的にあらわれる薬師信仰に関する

る記載は、ひとり薬師寺の造寺に係るものでなく、薬師信仰の流行を示すものと考えられよう。しかしてこの銘文にみえる薬師の語は推古朝のものというよりも、天武・持統朝前後の薬師信仰に関連あるものと認める方が妥当と思われるのである。

註 1 肥後和男「天皇史」

2 藪田嘉一郎「法隆寺金堂薬師釈迦像光背の銘文について」(仏教芸術七)

3 同前

4 当時の講席に用いられた經典あるいは一般俗人の信仰に関する説話・伝承は「続高僧伝」「宋高僧伝」「法苑珠林」「太平広記」などに記されているが、さらに精査をまちたい。たとえば「太平広記」卷一百一十二報応十一に記す後周張元の項にみえている「転説薬師経」のごときその一例である。

5 大村西崖「支那美術史彫塑篇」長広敏雄・水野清一「龍門石窟の研究」

6 塚本善隆「龍門石窟に現れたる北魏仏教」(前掲「龍門石窟の研究」所収)

7 足立康「石川麻呂追福の仏像」(史学雑誌四六ノ二)